

住民票の写し等の不正取得を防止するために 本人通知制度をご利用ください



本人通知制度とは？

さいたま市に住民登録や本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写し等を代理人及び第三者に交付したとき、その事実を本人にお知らせをする制度です。

住民票の写し等が第三者等に交付されたことを本人が知ることができ、不正取得の早期発見が期待されます。

また、本人通知制度が周知されることで、不正取得の未然防止につながります。

【登録できる方】

申込み日現在、さいたま市に住民登録されている方もしくは本籍がある方。

【受付窓口と取扱時間】

住民登録地又は本籍地の区役所区民課（※支所・市民の窓口では受付できません）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

※郵送による申請が可能ですが、下記問合せ先にご確認ください。

また、毎月最終日曜日は区役所窓口で手続できます。

【登録に必要なもの】

- ① さいたま市本人通知制度事前登録申込書（区役所区民課窓口及びホームページからダウンロードができます。<http://www.city.saitama.jp/001/001/006/p010977.html>）
- ② 本人が申請する場合・・・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
代理人が申請する場合・・・委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証等上記に同じ）
法定代理人が申請する場合・・・戸籍謄本、後見登記事項証明書等資格を証するもの

【本人通知制度の対象となる証明書】

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ① 本籍を記載した住民票の写し | ② 本籍を記載した住民票記載事項証明書 |
| ③ 戸籍の附票の写し | ④ 戸籍の全部事項証明書（謄本）及び個人事項証明書（抄本） |
| ⑤ 戸籍記載事項証明書 | |

【通知する内容】

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ① 証明書の交付年月日 | ② 交付した証明書の種別（住民票の写し、戸籍謄本等） |
| ③ 交付通数 | ④ 交付請求者の種別（代理人、第三者の別） |

【問合せ先】

□西区区民課	048-620-2634	□北区区民課	048-669-6034
□大宮区区民課	048-646-3034	□見沼区区民課	048-681-6034
□中央区区民課	048-840-6034	□桜区区民課	048-856-6144
□浦和区区民課	048-829-6069	□南区区民課	048-844-7144
□緑区区民課	048-712-1144	□岩槻区区民課	048-790-0136

【裏面につづく】